

第5節 行政情報化の推進

1 電子政府の推進

電子政府の推進については、これまで「電子政府構築計画」（平成15年7月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月一部改定。）等に基づき、様々な取組を実施してきた。

政府の情報システムについては、各府省の業務や情報システムを最適なものとするための計画（最適化計画）を策定し、情報システムの運用コストや業務処理時間等の削減を図っている。総務省では、この最適化の取組を継続的に実施するため、各府省が策定した最適化計画を確認し、必要な調整を行うとともに、最適化の実施・評価状況のモニタリングを行う役割を担っている。

(1) 政府における IT ガバナンスの確立・強化

電子行政の推進は、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月IT戦略本部決定）においても、重点戦略（3本柱）の一つに位置付けられ、政府情報システムについて徹底した業務改革をした上で、費用対効果を踏まえたシステムの構築・刷新を進めることとされている。

総務省では、政府情報システムに関し、費用対効果を踏まえた効率的・効果的な整備・運用等を図る観点から、専門的かつ技術的な改革方策について検討するため、「政府情報システム改革検討会¹」を開催している。同検討会において、平成22年12月に論点整理を行い、平成23年3月に提言「政府におけるITガバナンスの確立・強化に向けて」を公表した。

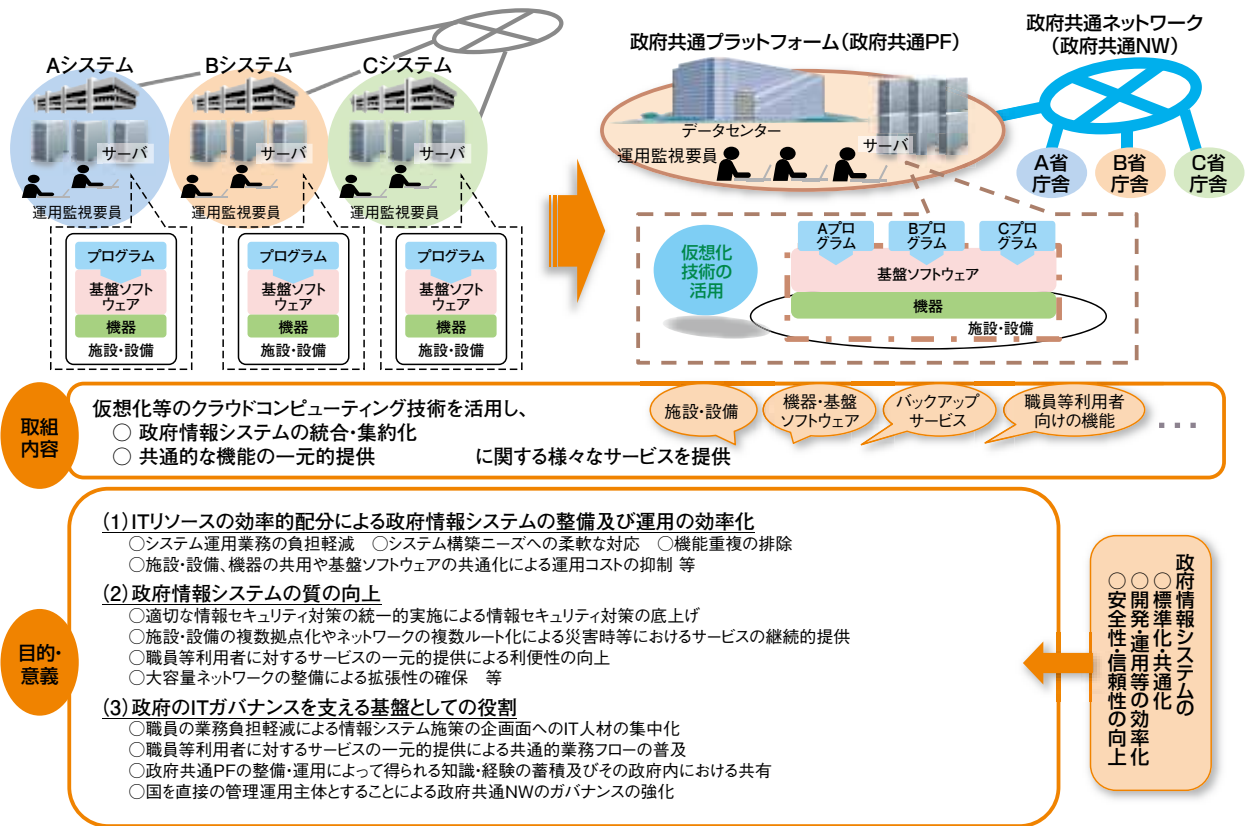
同提言においては、これまでの電子政府の取組について、政府においてIT投資管理やシステムの整備・運用に係るポリシーやルールが必ずしも十分に整備されておらず、政府全体としてのマネジメントが十分に機能していない等の反省から、①IT投資管理の確立・強化、②政府のITガバナンスを支える基盤機能の強化、③政府情報システムの調達の適正化等が重要であるとしている。

今後、提言内容を確実に実施するため、「業務・システム最適化指針」、「情報システムに係る政府調達の基本指針」等の各種ガイドラインの必要な見直し、政府共通プラットフォームの着実な整備を行っていく必要がある。

なお、政府共通プラットフォームは、クラウドコンピューティング等の最新の技術を活用し、現在、府省ごとに整備・運用されている政府情報システムの統合・集約化や、共通機能の一元的提供等を行う基盤として整備し、平成24年度中に運用を開始する予定である。政府共通プラットフォームを整備することにより、ITリソースの効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化や政府情報システムの質の向上の実現を図るとともに、政府のITガバナンスを支える基盤としての役割も期待できる（図表5-5-1-1）。

¹ 政府情報システム改革検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/joho_system/index.html

図表 5-5-1-1 政府共通プラットフォームの概要



(2) 電子行政の実現

ア 行政手続のオンライン利用に係る国民の利便性向上と行政運営の効率化に向けた取組

これまで、「国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」との方針の下、行政手続のオンライン化を進めてきたが、一方で、費用対効果等を踏まえたオンライン利用の範囲の検討やオンライン化された手続の業務プロセスの見直しが不十分であるとの指摘を受けてきた。

これらの指摘を踏まえて策定された「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月IT戦略本部決定）では、オンライン化されている国の申請等手続全体について費用対効果等を踏まえたオンライン利用の範囲の判断を行うとともに、国民・企業等からの利用が多い「重点手続」について、手続を含む制度全体を視野に入れ、手続に係る申請者、行政、その他関係者の作業フロー等を把握・分析しつつ業務プロセス改革を進めることとされており、総務省でも、今後これらの取組を推進していく予定である。

イ 企業コードを用いた行政機関間情報連携の推進

現在、民間企業が行う国や地方自治体向けの行政手続においては、公的証明書類の添付が義務付けられているものが多く存在する。一方、行政機関ごとに様々な企業コードが割り付けられていることから、行政機関間での情報連携が難しく、申請企業に負担が生じているなど、従来のオンライン行政手続は必ずしも利用者にとって利便性の高いものとはいえない状況にある。

総務省では、「新たな情報通信技術戦略工程表改訂版」（平成23年8月IT戦略本部決定）に基づき、企業コード導入に係る課題抽出のために、平成22年度では「物品・役務入札参加資格審査手続」を対象とし、平成23年度では、「国の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格審査手続」及び「地方公共団体（県）の物品・役務業務に係る入札参加資格審査手続」を対象に広げ、関係省庁・自治体と協力して、共通企業コードを用いて行政機関間の情報連携を行うことで登記事項証明書の添付を省略することについて、技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行った²。これにより、利用者本位の新しい電子行政の実現を目指している。

² 行政業務システム連携推進事業： http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/icriyou/gyousei_system.html

ウ バックオフィス連携事業の推進

地方自治体等の行政機関が保有する情報をバックオフィスで連携することにより、これまで申請・届出の際に添付していた証明書等の添付資料の不要化、複数の手続を1つの窓口で処理できるワンストップサービスの実現及び一人ひとりの国民に応じた情報を提供することが可能となる。総務省では、平成20年度から、地域情報プラットフォーム標準仕様を活用しつつ、組織の枠を超えて円滑な情報連携を行うための連携データ項目、連携インターフェイス機能等について検討してきた。今後も、これまでの検討の成果を踏まえつつ、円滑な業務間の情報連携を行うための自治体業務プロセス及び自治体業務システムの改革モデルの構築に取り組み、国民の利便性向上と行政事務の効率化を図ることにより、国民本位の電子行政の実現を目指していく。

エ 電子行政モバイルアクセス推進事業の推進

NFC（近距離無線通信：Near Field Communication）機能を実装したスマートフォン端末を用いて、電子行政サービスなどを簡単かつ安全に利用できる仕組みを実現するため、総務省では、平成23年度から、「電子行政モバイルアクセス推進事業」を実施している²。この中で、行政をはじめとする各種商用サービスの利用者がスマートフォンから簡単かつ安全にID、チケット、証明書等のサービスに関連した利用者情報を利用できる仕組みを実現するための技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行った。この成果をガイドラインにまとめ、普及させることにより、申請手続や証明書入手が週7日・24時間可能となるサービスの実現を目指している。

2 電子自治体の推進

「国民本位の電子行政の実現」を重点戦略として位置付けた「新たな情報通信技術戦略」等で示されているとおり、地方公共団体の業務についても、ICTを活用した行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化が求められている。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）において、「地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進」が盛り込まれる等、災害・事故等に強い電子自治体を構築する観点からも、ICTの利活用を促進する必要がある。

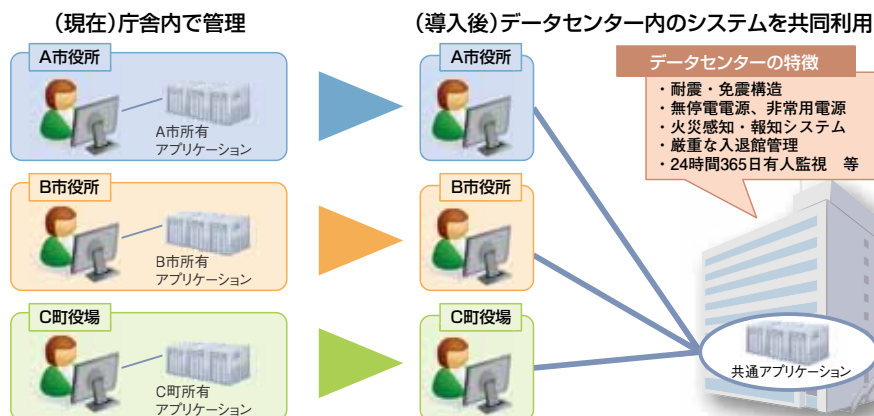
(1) 災害・事故等に強い地方公共団体のICT基盤構築

ア 自治体クラウドの推進

「自治体クラウド³」は、クラウドコンピューティング技術を活用して地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るものである（図表5-5-2-1）。また、地方公共団体の庁舎が損壊し、行政情報が流失する被害が生じた東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められている。

総務省では、平成22年7月に総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、同本部の有識者懇談会の取りまとめ等を踏まえ、自治体クラウドの導入に対する地方財政措置やデータ構造の標準化に向けた検討、東日本大震災の被災地への財政支援等を行い、自治体クラウドの全国展開に向けた取組を進めている。

図表 5-5-2-1 自治体クラウドの導入イメージ



³ 自治体クラウドポータルサイト：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html

イ 業務継続の推進と情報セキュリティの確保

東日本大震災のような大災害や大規模なサイバー攻撃が発生した場合には、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速な行政サービスの提供が行われることが重要である。そのため、総務省では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害に強い電子自治体⁴のモデルを構築するとともに、平成20年度に策定した「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」の見直し等を実施し、その成果を全国に普及させることを通じて、地方公共団体の危機対応能力の強化・充実に努めることとしている。

また、総務省では、地方公共団体との間で、サイバー攻撃や個人情報の漏えい等に係る情報の共有を図るとともに、IT障害等の発生時には、必要に応じて注意喚起を行っており、今後も適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう支援することとしている。

(2) 国民本位の電子行政及び事務の効率化を実現するための基盤の充実

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、行政機関等への本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするものである。平成14年8月の稼働以来約10年間にわたり安定稼働しており、住民利便の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている⁵。

住基ネットから行政機関等への本人確認情報の提供件数は一貫して増加しており、平成22年度は約1億1,700万件であった件数が、平成23年度には、年金受給権者の住所変更等の届出を省略するための本人確認情報の提供が開始されたこと等により、約4億2,700万件に達している。

また、現在検討されている社会保障・税番号制度において、住基ネット等を活用することとされており、住基ネットがより重要な情報インフラとして位置付けられることとなる。

なお、市区町村は、本人確認に利用できる住民基本台帳カード（住基カード）を発行しており、国民・利用者の皆さまの一層の利便性を図ることとして、コンビニエンスストアにおいて住基カードを利用して、平成22年2月から住民票の写し・印鑑登録証明書を、平成24年1月から戸籍関連証明書を、同年2月から各種税証明書を取得することが可能となっている。平成24年4月末現在で44の市区町村で実施されており、今後、順次全国展開する予定である。

イ 地方公共団体による公的個人認証サービス

住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）に基づき、地方公共団体により公的個人認証サービスが提供されている⁶。

公的個人認証サービスの電子証明書は、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等があり、平成24年4月末現在で、国では11府省庁等、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっており、今後、公的個人認証サービスの速やかで自律的な普及を促し、様々なオンライン手続等の認証基盤として発展・定着を図る必要がある。

4 災害に強い電子自治体に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denshijichi/index.html

5 住民基本台帳ネットワークシステムに関するサイト：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daiyo/index.html

6 公的個人認証サービスに関するページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.htm